

議案第 30 号

飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

就職準備資金の対象者及び金額を拡大するための改正

飛驒市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例

飛驒市産業動物獣医療体制確保対策基金条例（令和2年飛驒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「であって、本市に住所を有する者」を削る。

第4条第1項第2号中「20万円」を「50万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (貸付対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 就職準備資金は、市内の産業動物獣医療に従事しようとする獣医師であって、<u>本市に住所を有する者</u>に対して貸し付ける。 (貸付額及び貸付期間)</p> <p>第4条 確保対策資金の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就職準備資金 <u>20万円</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (貸付対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 就職準備資金は、市内の産業動物獣医療に従事しようとする獣医師_____に対して貸し付ける。 (貸付額及び貸付期間)</p> <p>第4条 確保対策資金の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就職準備資金 <u>50万円</u></p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について
担当部	農林部
提案理由	就職準備資金の対象者及び金額を拡大するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>本条例は、獣医師の確保が困難である状況下で市内の産業動物獣医療に従事する獣医師の待遇向上によって獣医師確保を図ることを目的として、返還免除のある奨学金返還資金及び就職準備資金の貸付制度を設けるため、令和元年度に制定された。</p> <p>しかし、本条例の制定以降も市内産業動物獣医療に新たに従事した獣医師は無く、依然として獣医師の確保が困難な状況であることから、獣医師確保を図るための方策として、貸付条件拡充のための改正を行うもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 貸付対象の条件である市内在住という住所要件を撤廃する。 (第3条関係)</p> <p>(2) 就職準備資金の貸付額を20万円から50万円に増額する。 (第4条関係)</p>
市民への影響等	貸付対象となる者にとって有利となる改正
施行日	公布の日
備考	